

令和5年度さいたま市新型コロナウイルス感染症自宅療養者訪問看護支援事業補助金 交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症に罹患した市内の自宅療養者に対する医療提供体制を強化するため、医師の指示に基づき訪問看護を行う指定訪問看護ステーションに対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における自宅療養者とは、市内に所在する自宅等にて療養している新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者のうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項に規定する医師の届出がなされている者のことをいう。ただし、厚生労働省の定める解除基準を満たしていない者に限る。

2 この要綱における指定訪問看護ステーションとは、健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所（ただし、病院又は診療所を除く。）のことをいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、市内の指定訪問看護ステーションとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助金の交付対象としない。

- (1) 暴力団（さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 役員（代表者、理事、監事又はこれらに準ずるものをいう。）のうちに暴力団員（さいたま市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるもの。

(補助対象期間)

第4条 令和5年4月1日から令和5年5月14日までとする。ただし、令和5年5月7日までに診断された場合に限る。

(補助対象事業及び交付額)

第5条 補助金交付の対象となる事業及び交付額は、次の表に定めるとおりとする。ただし、自宅療養者への訪問看護の交付上限額は1補助事業者あたり月額45万円とする。

補助対象事業	交付額
(1)補助事業者としての登録	補助事業者1か所当たり50,000円
(2)自宅療養者への訪問看護	通常（8時～18時）1回当たり20,000円
	夜間（18時～8時）1回当たり30,000円

（登録・交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、令和5年度さいたま市新型コロナウイルス感染症自宅療養者訪問看護支援事業補助金登録・交付申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、「令和4年度さいたま市新型コロナウイルス感染症自宅療養者訪問看護支援事業補助金交付要綱」第6条第2項及び第7条第1項の規定により登録を受けている者は、令和5年4月19日に次条第1項の登録の決定を受けたものとみなす。この場合において、第5条に定める補助事業者としての登録に係る補助金は交付しない。

（登録・交付の決定）

第7条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、これを審査し、登録・交付の可否を速やかに決定し、その旨を令和5年度さいたま市新型コロナウイルス感染症自宅療養者訪問看護支援事業補助金登録・交付決定通知書（様式第2号）により当該者に通知するものとする。

2 市長は、登録を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付することができる。

（登録・交付申請の取下げ）

第8条 第6条第1項の規定による登録・交付申請の取下げ期日は、前条第1項の規定による決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（登録事項の変更）

第9条 第6条第2項及び第7条第1項の規定により登録の決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）は、申請時の登録内容に変更が生じたときは、令和5年度さいたま市新型コロナウイルス感染症自宅療養者訪問看護支援事業登録事項変更申請書（様式第3号）により、速やかにその旨を市長に届けなければならない。

（実施・交付の申請）

第10条 補助事業者は、本事業の実施に係る補助金の交付を受けようとするときは、令和5年度さいたま市新型コロナウイルス感染症自宅療養者訪問看護支援事業補助金実施・交付申請書（様式第4号）及び令和5年度さいたま市新型コロナウイルス感染症自宅療養者訪問看護支援事業実施報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に定める書類の提出期限は、次の表に定めるとおりとする。

実施月	提出期限
令和5年 4月分	令和5年 5月15日（月）
令和5年 5月分	令和5年 5月31日（水）

(実施・交付の決定)

第11条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、令和5年度さいたま市新型コロナウイルス感染症自宅療養者訪問看護支援事業補助金実施・交付決定通知書(様式第6号)により、当該者に通知するものとする。

(実施・交付申請の取下げ)

第12条 第10条第1項の規定による実施・交付申請の取下げ期日は、前条の規定による決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第13条 補助事業者は、本事業に係る関係書類を事業完了後、5年間保存するものとする。

(検査等)

第14条 市長は、補助事業者に対し、本事業の実施に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(不交付要件)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項及び第11条の規定による交付決定を取り消し、支給すべき補助金を支給せず、又は支給した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽り、その他不正の手段により、登録を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱又は交付決定の通知に付した条件に違反したとき。
- (3) 第3条第2項各号に掲げるものに該当するとき。
- (4) 第8条及び第12条の規定により、申請を取り下げたとき。

2 市長は、前項の規定により決定の全部又は一部を取り消したときは、当該者に対し、令和5年度さいたま市新型コロナウイルス感染症自宅療養者訪問看護支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月19日から施行し、同年4月1日から適用する。